

会 議 録

名 称 令和3年度第5回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和3年12月24日(金) 午後1時59分～午後4時32分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室(オンライン会議)
出席委員 山田健太 斉木秀憲 土田伸也 菅野典浩 高山梢 上田啓子 旦尾衛 朝倉宏美
藤原和子 吉田周平 中村重美 大崎ゆき 大重史朗
説明員等 総務部区政情報課長 末竹秀隆 総務部人事課長 好永耕
総務部職員厚生課長 増井賢一 財務部納税課計画調整担当係長 榎本幸恵
保健福祉政策部臨時特別給付金担当課長 佐久間聡
高齢福祉部介護保険課長 瀬川卓良 障害福祉部障害施策推進課 太田一郎
住民接種担当部住民接種統括担当課長 羽川隆太
教育政策部学校職員課長 前島正輝
事務局 総務部区政情報課長 末竹秀隆 区政情報課区政情報係長 小田純也
区政情報課区政情報係 河野晃 西條真規

会議次第

(1) 審議事項

諮問第944号

「介護保険業務」における個人情報の「臨時特別給付金業務」への目的外利用、「臨時特別給付金業務」における個人情報の本人外収集、「臨時特別給付金業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録、「臨時特別給付金業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「臨時特別給付金業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(臨時特別給付金事業の実施)

諮問第945号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(障害支援区分認定調査等におけるクラウド上のオンライン会議の活用及び電子メールの利用)

諮問第946号

「介護保険業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(クラウド上のオンライン会議の活用)

諮問第947号

「介護保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(第三者行為求償管理処理業務委託の個人情報の項目の追加)

諮問第948号

「特別区民税業務」、「国民健康保険業務」、「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」、「子育て支援業務」、「児童健全育成業務」、「住宅業務」、「区立小・中学校給食費収納管理業務」及び「地域施設案内業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について
(Web口座振替受付サービスの導入)

諮問第949号

給与明細等配信サービスの外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について
(給与明細等配信サービスの導入)

諮問第950号

職員のストレスチェックにおける外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について
(ストレスチェックのWEB回答の実施)

諮問第951号

職員の福利厚生業務における外部の電子計算機との回線結合について
(アップロードによる名簿提供)

諮問第952号

公立学校共済業務における外部の電子計算機との回線結合について
(公立学校共済組合に係るファイル転送システムの利用)

(2) その他報告事項

「感染症予防業務」におけるVRS利用(ワクチン接種証明書発行)に関する特定個人情報保護評価の再実施について
個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた取組みに係る今後の主なスケジュール(予定)について

1. 開 会

会長 御予定の方がそろっておりますので、定刻前ではありますが、今から令和3年度第5回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたしたいと存じます。

後で見えていただくと分かる通り、前回の議事録の最後には、次回はリアル会議を予定していますと言ったんですが、残念ながらリアルではできない状況になりまして、引き続きのオンラインで大変恐縮でございますが、お許してください。

では、本日の出席委員につきまして事務局より事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日は、菅澤委員から御欠席の連絡をいただいております。

大変失礼いたしました。一部、まだ入ってきていただいていない委員もいらっしゃいました。申し訳ございません。

会長 そうですか。どうしましょう。ちょっと待ちますか。ちょうど2時になりましたので、お許しいただきましょうか。

区政情報課長 誠に申し訳ございません。

会長 では、開会したということをお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。

また、事務局から、ばらばらと情報提供させていただいて恐縮でございますけれども、22日にメールでお送りさせていただきましたように、諮問第944号及びその他報告資料No. 1ということで、追加となっております。この関係で、次第も一部修正したものを送りさせていただいておりますので、確認していただきますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

会長 それでは、事前にお送りしております前回、令和3年度第4回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましてはお目通しいただいていると存じますが、この内容につきまして何かありますでしょうか。皆さん、大丈夫ですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしければ、令和3年度第4回審議会の会議録はこのように決定いたします。ありがとうございました。

では、今の傍聴の前後はちょっと待ちましょうか。

さん、大丈夫ですか。

委員 はい。ありがとうございます。すみません、遅くなりました。

会長 では、傍聴に有無につきまして、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日の審議会につきましては、傍聴希望が1名出されており、オンラインでの希望ということでございまして、1名希望がございました。

会長 それでは、今、事務局から報告がありましたように、審議会の傍聴人の可否についてお諮りいたします。

この傍聴の形態につきましては、今お話がありましたオンラインでの傍聴ということを用意されているとのこととあります。本日の審議会におきまして、傍聴を認めることについて御異議ありますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、審議会の傍聴につきまして認めることといたします。よろしくお願いたします。

区政情報課長 それでは、今、傍聴の方がオンラインに入りますので、もうしばらくお待ちください。

傍聴の方が入られたと思いますので、会を進めてください。お願いします。

2. 議 事

会長 それでは、審議に入ります。

本日は諮問案件が9件、その他報告案件が2件となっております。

(1) 審議事項

諮問第944号

会長 まず、諮問第944号です。追加の資料になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、追加でお送りさせていただきました資料の1ページを御覧ください。「母子支援業務」、「生活保護業務」、「児童相談所業務」、「高齢者・障害者保健福祉業務」及び「介護保険業務」における個人情報の「臨時特別給付金業務」への目的外利用並びに「臨時特別給付金業務」における個人情報の本人外収集並びに「臨時特別給付金業務」における個人情報の外部提供並びに「臨時特別給付金業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録並びに「臨時特別給付金業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置並びに「臨時特別給付金業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、保健福祉政策部臨時特別給付金担当課でございます。

審議のポイントは、2、本人外収集、3、外部委託、4、目的外利用、5、外部提供、6、電子計算機への記録と7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

臨時特別給付金担当課長 臨時特別給付金担当課長の佐久間と申します。よろしくお願いたします。

私から、臨時特別給付金事業の実施に伴う目的外利用のほか5件について御説明させていただきます。

まず初めに、本事業の概要ですが、別紙1、臨時特別給付事業概要を御覧ください。

1、事業の目的ですが、令和3年11月19日に国が閣議決定をいたしましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受け、(仮称)子育て世代に対する給付及び(仮称)住民税非課税世帯に対する給付金の給付事業を実施いたします。

2、事業概要です。(1)子育て世帯に対する給付で、こちらは、児童手当所得制限限度額未満の方で、0歳から高校3年生までの18歳までの子どもを養育している方に子ども1人当たり10万円の給付をするもので、児童手当の仕組みを活用できる方にはプッシュ型の積極給付で、年内から支給を開始するものです。(2)住民税非課税世帯に対する給付です。こちらはまず、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯に1世帯10万円の給付をするもので、昨年の特別定額給付金の支給での口座を活用し支給をするものです。また、の家計急変世帯に対する給付ですが、先ほど御説明の以外の世帯で、令和3年度は住民税が課税されていましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月から令和4年9月までの間、家計が急変し、住民税非課税世帯と同様まで収入が減った世帯に1世帯10万円を給付するものでございます。

3、給付対象者ですが、子育て世帯に対する給付金では、まず、【A】令和3年9月分児童手当の支給を受け、児童手当所得制限限度額未満の方で、主に中学生以下を養育している方です。【B】は、高校3年生までの18歳までを育成している方で、児童手当所得制限限度額未満の方です。【C】につきましては、基準日の9月30日より後の、10月1日から来年3月31日までにお生まれした児童を養育している方で、児童手当所得制限限度額未満の方が対象となります。

住民税非課税世帯に対する給付金につきましては、記載のとおりとなっております。

4、支給対象世帯数は、子育て世帯に対する給付では約5万7,000世帯、約8万6,000人を見込んでおりました。住民税非課税世帯に対する給付は、家計急変世帯を含め約12万世帯を見込んでおります。

5、給付方法については記載のとおりです。

資料にお戻りいただきまして、各項目を御説明させていただきます。よろしければ、別紙2、個人情報の項目一覧と別紙3の業務概念図を一緒に広げながら御説明させていただければと思います。

まず、第1の目的外利用です。1の理由ですが、(1)子育て世帯に対する給付は、児童養護施設等に入所の児童に対しまして、施設設置者に支給するため、また、今回は児童手当の仕組みを活用して支給するため、各保有課より情報を確認いたします。また、(2)住民税非課税世帯に対する給付も、入所措置が取られている方の世帯も対象としております。また、高齢の方は税の未申告の方が多いため、介護保険料の情報を基に非課税状況を判定するなど、より確実な給付を図るため、保有課より情報を確認いたします。なお、(3)ですが、本給付はプッシュ型という積極給付を図るため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条における特定公的給付として指定されるものとして、諮問資料作成時点では子育て世帯に対する給付は指定されており、児童手当の対象者口座を使用しております。その後、12月21日付の国の追加資料につきまして、特定公的給付に指定されることで、(1)及び別紙2に記載の児童福祉法等に基づく入居者情報も活用できる旨が記載されており、また、同日付で住民税非課税世帯に対する給付も指定が告示され、特別区民税業務や特別定額給付金業務の情報を利用できるようになりました。よって、第1、目的外利用の介護保険情報以外につきましては、諮問を取り下げさせていただきます。

2の諮問の趣旨、3の保有課及び業務名称は介護保険業務のみとなり、4の利用課と業務名称は記載のとおりとなっております。

5の対象となる個人の範囲は、別紙2のとおりで、昨年の定額給付金と同様の範囲となっております。なお、先ほど申し上げたとおり、介護保険情報のみが諮問の対象となることから、のみが対象となっております。

6の個人情報の項目及び件数ですが、項目は資料に記載しております氏名から性別までと介護保険情報、件数は別紙2に記載のとおり約5万件となっております。

7の利用開始時期ですが、本日、12月24日より行ってまいります。

次に、第2、個人情報の本人外収集についてです。

1の理由ですが、両給付金とも、先ほど御説明の特定公的給付の指定により、売春防止法に規定する婦人保護施設に入所している児童、別紙2では となっております、それ以外は自治体相互間の照会が可能となるため、諮問を取り下げさせていただきます。諮問対象の婦人保護施設に区民の児童が入所している場合につきましては、施設設置自治体である都道府県から情報を提供いただき、連携を図ってまいります。

2の諮問の趣旨は、記載のとおりとなっております。

3、本人外収集の相手方は、別紙2の のとおり都道府県となります。

4の個人情報の項目は、目的外利用の記載と同様で、件数は数件程度。

5、対象となる個人の範囲は、施設入所者。

6、本人外収集の開始時期は、本日、12月24日より行ってまいります。

次に、第3、個人情報の外部提供です。先ほど御説明の特定公的給付の指定から自治体相互間の照会が可能となるため、諮問対象としていました別紙に記載の から 、 、 は諮問を取り下げさせていただきます。

次に、第4、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてです。

1の理由ですが、本給付金は多数の対象者情報を管理するため、新たなシステムを構築し、申請の進捗状況など、迅速かつ的確に対応するため、個人情報を記録いたします。

2、諮問の趣旨、3の個人の範囲は、記載のとおりとなっております。

4の電子計算機に記録する方法ですが、住民基本台帳の情報データ連携を行い記録し、また、申請の進捗情報などにつきましては、区又は委託先が入力し、記録してまいります。

5の項目及び件数ですが、記載のとおりとなっております。給付金の対象や進捗情報を記録し、子育て世帯に対する給付では約5万7,000世帯、住民税非課税世帯に対する給付では約12万世帯を見込んでおります。

6、体制は記載のとおりで、7、開始時期は前述のとおりでございます。

次に第5、外部委託に伴う個人情報の保護措置についてです。

1の件名は、臨時特別給付事業に係る業務委託です。

2の委託内容につきましては、まず、(1)管理システムの構築・保守を行い、対象者データの作成を行います。また、(2)、対象者データを基に申請書類を作成、送付し、書類内容確認、データ入力、決定通知の発送を行います。また、(3)、コールセンター

業務や臨時窓口業務を行い、区民からの電話問合せに対し対応をさせていただきます。

3、趣旨、4、個人の範囲は、記載のとおりとなっております。

5の項目及び件数ですが、区から委託先へ提供するものは、第4の記録と同様で、委託先から本人から収集するものは、氏名、住所や口座情報、対応記録などを想定していません。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。件数は、第4の記録と同様です。

6の個人情報を取り扱う場所ですが、臨時特別給付金担当課執務室や臨時窓口、委託先の施設でございます。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者と共用の有無から、12、委託の開始時期は、記載のとおりとなっております。

13の委託先ですが、(1)システム関連は富士通Japan、(2)申請書類、(3)コールセンターはトッパン・フォームズとなっております。

次に、第6、外部の電子計算機との回線結合についてです。

1の理由ですが、区から委託先へ送付する各データや委託先から区へ送付するデータは、安全性の高いL G W A N回線を利用し、区と委託先の電子計算機を回線結合いたします。

2の相手方から9の回線結合の開始時期は、記載のとおりとなっております。

10、その他ですが、本件は報告案件ですが、全体の流れの中で不可欠な部分ですので、諮問をいたしました。

最後に、第7、本事業に係る今後の報告事項についてです。子育て世帯に対する給付は、9月分児童手当本則給付の方に年内に支払いを完了する必要があるため、12月中旬から通知の業務を外部委託で行っております。L G W A N回線にて委託先に対象者の氏名と住所のデータを送信し、委託先は通知の印刷等を行い郵送しております。今後、委託業務が完了次第、審議会へ報告させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほう、よろしく願います。

会長 ありがとうございます。ちょっと複雑ですけれども、まず確認をさせてください。第4のデジタル化、第5の外部委託、第6の回線結合に関しては、諮問の取下げはないということによろしいですね。

臨時特別給付金担当課長 はい、そうです。

会長 では、第1、第2、第3について、諮問の取下げをするものについて、もう一度別紙

2の表の から の数字で確認をさせていただきますでしょうか。

まず、目的外については、諮問の取下げをするのがこのうちの何になりますでしょうか。

臨時特別給付金担当課長 取下げを行いますのが から 、それから から 、あと もそうです。外部への目的外利用はしません。

会長 では、目的外については、 から を取り下げることですね。

臨時特別給付金担当課長 はい。

会長 では、次の本人外収集についてはどうでしょうか。

臨時特別給付金担当課長 だけを残しまして、あとのものについては取り下げます。

会長 だけ残して、 から 、それから から を取り下げる。最後、外部提供をお願いします。

臨時特別給付金担当課長 外部提供は全て取り下げさせていただきます。

会長 全て取り下げるんですね。分かりました。

ということで、皆さん、若干、今回の諮問については複雑といいたいでしょうか、ペーパーにあるものと実際のものは若干異なってきますけれども、全体像が分かったほうがいいということで、全体像を御説明いただいたということになります。

では、御質問をよろしくお願いします。

委員 今の御説明をいただいて、その中で、この資料にあるもので、実際には取下げになっていて諮問対象外になっているものもあると思われかもしれませんが、この資料を読ませていただいた上で、幾つか確認の意味で教えていただきたいことがあります。

特に、資料の6ページの新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてのところで、番号で行くと4番目、電子計算機に記録する方法がありますが、ここのところの区職員又は委託先事業者の従事者がいわば直接入力をするよ、こういう記載になっていますけれども、これは区内での電子計算機に共同して入力をするという理解でよろしいのかどうかということですね。つまり、区職員なり若しくは委託先事業者がそれぞれ個別のエリアのところで分けてやるのではなくて、共同してやるという理解なのか。

それからもう一つ、その関連で、5番目の記録する個人情報の項目及び件数のところ、(1)の個人情報の項目の中で、並んでいます、そこに整理番号と問い合わせ番号というふうに表示が分かれています。この場合の整理番号と問い合わせ番号というのはどういう内容で、そこにどういう違いがあるのか、それを教えていただきたいのが2点目です。

それから、その中に、口座情報の次に対応記録という項目があります。この対応記録というのは具体的にどういう内容を指しているのか、それを御説明いただきたいと思いません。

それから、まとめて全部伺いますけれども、8ページに13として委託先が3つ、(1)(2)(3)と並んでおりますけれども、この関係で、その次の9ページの外部の電子計算機との回線結合のところで、L G W A N回線を利用したデータ伝送により行うという記載がありますけれども、一般的に、L G W A N回線を利用する場合には、そのL G W A N回線を利用することが可だよという一定の適用の手続がなされているかと思いますが、それは、例えば10ページにあるその他のところの第6はもう既に包括的に報告案件となっていますよということで、L G W A N回線を利用したL G W A N - A S P事業者との回線結合、この中で当然、条件、手続としては満たされているという理解でよろしいのか。

それから、もう一つは、若干ページは戻りますけれども、これはコールセンター業務等に関わって、これが今回適応の対象なのかどうか分かりませんが、いわゆるコールセンター業務と、それから臨時窓口を区役所に設置しというのが7ページの2の委託の内容の(3)にありますね。そここのところの臨時窓口、これはコールセンターを請け負うとされている、8ページに書いているコールセンター業務を行うトッパン・フォームズというその会社が、この臨時窓口も区役所の中に設けられるところでこれを対応するという理解でよろしいのかどうか、そこをまとめて御説明をいただければと思います。

臨時特別給付金担当課長 では、私から、まず、1つ目の6ページにあります電子計算機に記録する方法につきましては、区職員又は委託先事業者の従事者が区の電子計算機へ直接入力することというのは、こちらは区役所の中で共同してやることとなります。同じ執務室の中で一緒に行うというような形になります。

2つ目の整理番号、問い合わせ番号につきましては、担当から御説明いたします。

臨時特別給付金担当課臨時特別給付担当係長 松岡と申します。整理番号と問い合わせ番号の違いでございます。

問い合わせ番号につきましては、申請書等に表示させていただきまして、問い合わせ等が来た場合、その番号をおっしゃっていただければすぐに対応できるような番号とさせていただいております。それと、整理番号なんですけど、今回の給付金の対象が個人ではなく世帯となっております、もちろん世帯番号というのはあるんですけど、なかなか複雑な対象者となっております、もう一つ番号を設けて一つ区分を分けるという作業が必要にな

るだろうと。すみません、まだ現在進行形でもあるんですけども、そういった意味合いを持って付けさせていただいております。

あと、対応記録でございますが、こちらは去年の定額給付金の際の例を見習っております。やはり問い合わせが結構多岐にわたりまして、いろんな事情が皆さんございます。私たちも、やっぱりそれぞれ受け取った人間が1人で保有するのではなく、そこで記録を残すことでみんなで対応内容が共有できるという利点がありましたので、それをぜひとも今回も活用させていただきたいと思い、設けさせていただきました。

臨時特別給付金担当課長 トップラン・フォームズさんのLGWAN回線のことについて。

区政情報係長 事務局から補足をさせていただければと思います。 委員に先ほどおっしゃっていただきました資料の10ページ目、10のその他というところでございます。諮問第894号にて包括的審議ということで、過去の第894号、ちょっと前の話ではありますが、通常であれば地方公共団体同士でつながるようなネットワークのLGWAN回線ではございますけれども、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと言われる機構がございます。J-LISのある程度の審査基準をクリアした場合には、LGWAN-ASP事業者として認定を受けます。LGWAN回線のその強固なセキュリティの中で対応できるということから、様々過去に諮問をかけさせていただいております。第894号でLGWAN回線をASP事業者とつなげる、今回、トップラン・フォームズになりますけれども、そちらとつなげる場合は、報告事項ということで御承認を頂戴しておりますので、今回の第6につきましては、本来は報告事項というような理解ではございますけれども、一連の流れで今回つけさせていただきながら諮問というような形で取らせていただいております。本来は報告事項ですので、皆様方から御承認いただいているような内容というところでございます。

事務局から補足は以上でございます。

臨時特別給付金担当課長 最後の7ページ目のコールセンター業務につきまして、コールセンター及び臨時窓口をトップラン・フォームズに委託するのかというお問い合わせにつきましては、こちらはそのとおりでございます。

説明は以上でございます。

委員 ありがとうございます。分かりました。

会長 今の説明からも、地方公共団体の事務の大変さがうかがい知れますけれども、ほかの御質問はいかがでしょうか。

委員 そもそも一番最初の話になってしまう。よく理解できなかったので、審議から除かれたというその理由を、申し訳ありません、もう一度御説明していただければと思いました。

会長 よろしくお願ひします。

臨時特別給付金担当課長 国のほうで、こちらの事業が特定公的給付というような事業に認定されておりまして、詳しい内容につきましては担当から御説明させていただきます。

臨時特別給付金担当課臨時特別給付担当係長 今年の5月にデジタル改革関連法案で3法あったんですけれども、そのうちの1つで公的給付の支給等の迅速かつ確実な支給のための預貯金口座の登録等に関する法律が規定されてございまして、その第10条にあります内閣総理大臣が指定する特定公的給付というものがございまして。要は、こういった給付等があった場合、迅速に国民や区民等に支給するために、いわゆるマイナンバー制度を活用して、情報連携を行い、そして迅速に給付金を対象者に支払うという、シンプルに言ってしまうとそういう趣旨だと思っておりますけれども、そういったものがございまして。その指定された個人情報等に関して、今回も列挙されてきたんですけれども、先ほどの諮問を取り下げるといった項目のところを具体的に、ここに関しましては公的給付の指定に基づきまして情報の活用はできるということが国からお示しをいただきました。よって、今回、個人情報審議会の諮問から外させていただいた次第でございまして。

委員 ということは、これは、マイナンバーを使ったものではないけれども、そういうところに記載されているべき項目なので、迅速にしていくために審議から外しているということなんですか。まだよく理解できていないんですけれども。

会長 私から補足で説明させていただきますと、個人情報保護法制は大きな枠の中で、個人情報保護をする上で、法律で別途定める場合には、例外的に、いわゆる国や自治体を持っている情報を共有化といいましょうか、本来のもともとの目的と違う目的で、あるいは別の方法で使ってもいいですよということが決まっているものですから、その枠の決まりといいましょうか、国で定められている、定めたということを理由として今回、諮問から外して、国の法律の定めに従って使えるようにしましょうということを区のほうではお考えということであるというふうに理解していますけれども、世田谷区のほうでそれによろしいでしょうか。

区政情報課長 会長、ありがとうございます。補足いただいたとおりでございます。ありがとうございました。

委員 分かりました。了解いたしました。ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

ちなみに、本日の追加資料では全て仮称が入っていますけれども、今日から給付が始まるということは、仮称は取れていると考えてよろしいのでしょうか。

臨時特別給付金担当課長 はい、そのとおりでございます。

会長 分かりました。

あともう一つ、ついでの、念のための確認ですけれども、現金給付といいましようか、口座に振り込むということを予定されていると思いますけれども、そういうふうなものになっていますが、今後、将来、クーポンを利用する場合、また別の枠組みをつくるということになるのでしょうか。

臨時特別給付金担当課長 子育て世帯に対する先行給付5万円、あとはクーポン相当5万円給付というのがありますけれども、世田谷区は10万円一括現金で支給するというような形で決定をさせていただいておりまして、その手続を進めているところでございます。

会長 了解しました。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。 では、ないようでしたら、少し時間を取ってしまいましたがお諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第944号については異議なしと認めます。ありがとうございます。

傍聴人の方に伝達をさせていただきますけれども、きちんとしたルールがあるわけではありませんので、お願いベースであります。もし差し支えないようでしたら、顔出しといたしましようか、画面をオンにして傍聴していただければと思います。無理だったら強制はいたしません。よろしくお願いいたします。

諮問第945号

会長 それでは、諮問第945号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、17日付で発送いたしました資料の2ページを御覧ください。「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の3ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、各総合支所保健福祉センター保健福祉課、障害福祉部障害施策推進課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課を代表して、障害施策推進課より説明いたします。

なお、会長、すみません、傍聴の方につきましては、いわゆる顔を出さないというのが原則、区としての、御本人の御意向もありますけれども、あまり出さないというふうなことが原則としているようですので、そこは事前に電話で御連絡しておりますので、そういう状況でございます。申し訳ありません。事前にお伝えしておりませんでした。

では、所管課より説明させていただきます。

会長 了解です。どうぞ。

障害施策推進課長 障害施策推進課長の太田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、障害支援区分認定調査等におけるクラウド上のオンライン会議の活用及び電子メールの利用について、お願ひいたします。

まず、事業概要でございます。障害支援区分認定調査は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、障害福祉サービスを受給する際に必要となる障害支援区分を判定するために実施するものでございます。この障害支援区分の判定を受けることによって、区民は障害福祉サービスを受給できるようになります。現在、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、認定調査や相談業務を行うことが困難な状況にある区民がいらっしゃいます。このような中で、認定調査や相談業務をオンラインで行うことにより、直接対面が困難な状況においても、区民は区に円滑に障害福祉サービスを申請、受給することにつながるため、今回、世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき諮問させていただく次第でございます。

諮問の項目は2点ございまして、1点目が外部の電子計算機との回線結合について（クラウド上のオンライン会議の活用）、2点目が外部の電子計算機との回線結合（電子メールの利用）でございます。

1点目のほうを御説明いたしますと、1の回線結合する理由についてですけれども、リアルタイムに認定調査や相談業務を行うためでございます。インターネット上に構築された会議システムの中で、区が主催する会議にセキュリティを設定し、双方がこの会議室に

接続することにより、安全に画像を含む通信を実現することを可能とするために、外部の電子計算機を回線結合する必要がございます。

2の回線結合の相手方は記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。3の諮問の趣旨についても記載のとおりでございます。

4の対象となる個人の範囲については、リアルタイムによるオンラインによる認定調査、相談等のケースワークへの参加に同意した区民及びその他同席するのが望ましいと区が判断した関係者となります。

5の回線結合する個人情報の項目及び件数につきましては、資料に記載のとおりでございます。これは、現況調査などの基本的事項、認定調査に係る項目は、列挙したものも含め80項目でございます。件数は、認定調査と相談業務を含め、年間約400件を想定してございます。

6の回線結合の方法につきましては、記載のとおり、事前に区民の方の同意を得まして、メールアドレスなどを取得します。また、収集したメールアドレスに対して、会議室へのURLですとか、参加者ID、パスワードを送信することとしております。

7の相手方の個人情報の保護管理体制につきましては記載のとおりでございます、法や規則、規制に準拠しているものでございます。

次のページになります。8の区の個人情報の保護体制でございますが、情報セキュリティ対策基準並びに各総合支所保健福祉センター保健福祉課及び障害施策推進課の情報セキュリティ実施手順書を遵守いたします。また、個人情報の有無にかかわらず、面接、相談の記録は別途、紙台帳や庁内のシステムによって行い、本システムには記録はいたしません。加えて、調査や相談の案内に利用したメールアドレス、会議室のURL等は、他の連絡には用いず、その都度消去いたします。

9の運用開始時期は、令和4年1月より、関係課で運用手順を定め、周知した上で、順次行う予定でございます。

続きまして、2点目でございます。

1の回線結合する理由につきましては、会議システムの会議室のURLは、第三者に記憶や推測をされないように、入力しづらい不規則な長い桁数の英数字で構成されております。電話や文書等で入力ミスが発生しないよう、障害のある方でも簡単にアクセスができるようにするために、事前に御本人の方の同意の下でメールアドレスを収集し、区のインターネット接続用端末から会議室のURLを電子メールで区民の方宛てに送信いたしま

す。

2の回線結合の相手方及び3の諮問の趣旨については、記載のとおりでございます。

4の対象となる個人の範囲は、第1の4のとおりでございます。

5の回線結合する個人情報の項目及び件数につきましては、区民の方からの情報や区からのメールなどの記載のとおりとなっております。

6の回線結合の方法につきましても、記載のとおり、参加者宛てに電子メールを送信いたします。

7の相手方の個人情報の保護管理体制につきましては、メールの送信の際は、内容を会議室への参加の情報に限定すること、参加者からの返信は行わないことといたします。

8の区の個人情報の保護管理体制及び9の回線結合の開始時期及び期間につきましては、記載のとおりでございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 非常に基本的なことをお伺いしたいんですが、第1の1、回線結合する理由のところに、クラウド型の会議システム（「会議システム」という。）というところがあるんですが、これは、私たちがよく使うZoomであるとかTeamsとか、そういうのと同じようなものと解釈してよろしいのでしょうか。

障害施策推進課長 はい、そのとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 担当課の方、これはもうZoomという形で確定ではないわけですね。

障害施策推進課長 Zoomでやるつもりでございます。

会長 ということのようです、〇〇さん。

委員 分かりました。ありがとうございます。最近、どうもZoomよりTeamsのほうが多くなっているのので、確認したかったんです。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

委員 今の話題となったクラウドサービス、いわばサービス提供事業者なんですが、これは具体的にどういうふうな事業者なのかを教えてください。

それから、2点目は、6ページの最後のところに、これは、その前のところにいろん

セキュリティの関係はちゃんとやっていますよというのはあるんですけども、回線結合の方法としてインターネット回線によりという表現、記載になっていますが、この場合のインターネット回線の保護措置のレベルについて、参考までに教えていただきたいんですが。

以上2点です。

障害施策推進課事業担当係長 障害施策推進課の早川と申します。よろしくお願ひいたします。

1点目の質問に関して、対象となるサービス事業者に関してなんですが、私たちのほうで想定しているのは、各障害者施設、あとは相談支援事業者だったり各ヘルパー事業所を想定しています。

2点目のセキュリティに関しては.....。

障害施策推進課事業担当職員 障害施策推進課の古谷野と申します。インターネット回線により参加者に電子メールを送信するということなんですけども、事前にこの相手方の同席する方であったり、当該本人のほうにメールアドレスを収集するに当たって同意書のようなものを文書でもらう予定です。そちらをもって、区の指定するアドレスから、利用者であったり当日参加する相手方に電子メールを送る方法でセキュリティは担保するという形になります。

会長 ほかはよろしいでしょうか。 ないようでしたら、諮問第945号についてお諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 諮問第945号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

区政情報課長 会長、申し訳ございません。

委員 先生、すみません、1点だけよろしいですか。

会長 失礼いたしました。ごめんなさい。では、今の決は取り消して、まず質問をお受けします。ごめんなさい。

委員 単純なことで申し訳ないんですけども、4ページ目の回線結合する個人情報の項目のところ、一番最後のところに肖像と発言内容と書いてあって、Zoomでやるとすると、多分、今のように画面上に画面が出てくるので、肖像が出るんだと思います。発言内容というのは、この会議を使う際は録音をしているので発言内容も情報として取得するという趣旨でよろしいんでしょうか。

障害施策推進課事業担当係長 各調査に関しては、1個1個録音するというのは想定はしていません。ただし、いろんな発言が出る中で、いろんなその発言をこちらのほうで調査書に書くというところもありますので、発言内容というのを入れさせていただきました。

委員 分かりました。ありがとうございます。

先生、ありがとうございました。

会長 失礼いたしました。

ほかはよろしいでしょうか。 では、改めてお諮りいたします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第945号については異議なしと認めます。大変失礼いたしました。

諮問第946号

会長 では、続きまして第946号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。同じくZoom、オンライン会議の活用のことですね。

区政情報課長 続きまして、資料の7ページを御覧ください。「介護保険業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の8ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、高齢福祉部介護保険課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

介護保険課長 それでは、介護保険課長の瀬川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。諮問第946号について御説明いたします。

まず、事業の概要についてになります。区ではこれまで、介護保険施設における適切な事業の運営やサービスの質の確保のため、関係法令、基準にのっとり、現地を直接訪問する実地指導を行ってまいりました。しかしながら、昨年の我が国での初の新型コロナウイルス感染例が生じて以来、実地指導については、感染拡大のリスクを伴うことから、書面確認や電話でのヒアリングを中心に事業者指導を行ってまいりました。しかし、書面や電話による指導では、事業者の方の基準の正しい御理解や共通認識といったところまで至らないケースも多く、実地指導の代替措置として十分な効果を得られていないような状況

でございます。また、国からも、実地指導につきましては、感染拡大防止に配慮しつつ柔軟に実施するように求められております。いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況で、今後、従来の手法による実地指導が困難な状況も想定し、今回はオンラインを活用しての指導の実施ということでお諮りさせていただく次第でございます。

こうした指導を実施できる環境を構築するために、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合いたします。

1番の回線結合する理由です。インターネットでリアルタイムに指導を行うには、クラウド型の会議システムにセキュリティ対策を講じた上で区、事業者双方が接続することにより、通信を実現することができます。この機能の実現のために、区のインターネット接続用端末機とクラウドサービス提供事業者が提供する電気計算機を回線結合する必要がございます。なお書きで書かせていただいておりますが、今回お諮りします本件においては、令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会諮問第884号で示されておりますが、報告案件となる条件であります傍聴や議事録等の公開が可能な会議等であることを超えるため、今回諮問をさせていただくものでございます。

2番の回線結合の相手方になりますけれども、クラウドサービス提供事業者になります。

3番の諮問の趣旨は、回線結合で、個人情報保護条例第18条の規定に基づく諮問となります。

4、対象となる個人の範囲は、事業所等のサービスを利用している者及びその家族並びに事業所等の職員の方になります。

5の回線結合する個人情報の項目及び件数です。まず、(1)個人情報の項目について、の利用者及びその家族はこちらに記載の11項目となり、の事業所等の職員についてはこちらに記載の9項目となります。続いて(2)、件数の予定になりますが、感染状況にもよりますが、年間で70件程度を見込んでおります。

6、回線結合の方法ですが、(1)、まず、事業所等管理者への事前の電話連絡、その後、通知によりオンライン会議の日付、時刻を連絡、調整いたします。次に(2)、事業所等の管理者より収集した業務用のメールアドレスに対して、オンライン会議の開始日時、会議室のURL、参加者ID及びパスワードを送信します。(3)指定の日時に区及び事業所等との双方が会議室に接続し、区が設置した会議室において、実地指導に準じた指導を実施いたします。

次に、7、相手方の個人情報の保護管理体制、8、区の個人情報の管理体制につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

9の回線結合の開始時期及び期間につきましては、令和4年1月から継続して行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 質問はありますか。

委員 2つあるんですけども、先ほどの障害施策推進課のときに同じような会議で諮問がありましたけれども、それはやはり今の回線結合する理由の中に、包括的に一度審議しているけれども、傍聴や議事録等の公開が可能な会議等を超えるため今回諮問と書いてあるんですけども、先ほども、結局はそれと同じだから審議にかかったという理解でよろしいのでしょうか。それが一つです。

それから、もう一つは、先ほど、URLを送ったりするときに、審議にかかっていたけれども、それは相手が個人だから審議にかかったけれども、今回は事業者なので審議にはかからないという理解でよろしいのでしょうか。

以上2点です。

区政情報係長 委員、まず1点目を事務局から補足でお話できればと思います。

先ほどの第945号の関係の障害福祉部の案件、また、今回の第946号の高齢福祉部の案件というところで第946号の諮問文の中では、先ほどの8ページ、9ページの回線結合する理由のところ、書いてはいるんですけども、第945号については書いてはおりませんでした。御察しのとおり、第945号も同様の傍聴や議事録等の公開が可能な会議等の内容を超えますので、諮問したという経緯でございます。記載がまちまちで大変恐縮なんですけれども、同等の内容ということで御理解いただければと思います。

1点目につきましては、事務局から以上でございます。

委員 了解しました。

介護保険課長 ありがとうございます。それでは、私から2点目のメールアドレスです。メールのやり取りは、私どもの指定指導の業務に関しましては、相手方が事業所ということですので、先生がおっしゃるとおり、事業所に送るということで今回の諮問の対象とはしておりません。

委員 分かりました。ありがとうございました。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 先ほどの障害者施策課のときの、多分、私の質問の仕方がよくなかった関連かもしれませんが、今度のいわば会議システムを提供するクラウドサービス提供事業者、これはどういうふうな事業者なのかということとをさっき伺ったつもりだったんですけども、先ほど、個別のいろんな施設の事業者、サービスを提供する事業者の関係のことでお答えになったので、ちょっと質問と答えがかみ合わなかったところがあったんですけども、同じくここでも、この場合の会議システムを提供する、いわばクラウドサービスを提供するその事業者というのは大体ほぼ一定、範囲は限られるかと思うんですが、その具体的な事業者について御説明をいただきたいと思います。

介護保険課長 ありがとうございます。それでは、ただいま御質問いただきましたクラウドサービス事業者です。こういったサービスを提供している事業者が複数ありますが、私どもは、Zoomを想定した形でこの事業を実施してまいりたいと思っております。

会長 ほかにいかがでしょうか。

では、諮問とは関係ありませんけれども、事務局のほうは、Zoomとクラウド上のオンライン会議の活用に関連する諮問が出る場合には、多分、当面はこういう形で出るんでしょうから、できる限り書きぶりとか形式は統一していただいたほうがより諮問がスムーズかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、本件についてお諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第946号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第947号

会長 次に、諮問第947号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の11ページを御覧ください。「介護保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の12ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、引き続き高齢福祉部介護保険課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

介護保険課長 それでは、続きまして、また私から、諮問第947号について御説明いたします。

本件資料の御説明の前段といたしまして、まず、第三者行為求償について御説明いたします。第三者による不法行為、交通事故とか接触事故等がございますが、これを原因として要介護認定等が生じた場合、介護保険サービス利用に係る費用は、保険者、世田谷区ではなく、第三者、加害者が負担するのが原則となっております。しかし、損害賠償に至るまでには時間がかかる場合も多くありまして、要介護者、被害者の方の負担を軽減するため、介護保険サービスを利用した分の保険給付を区で行い、後日、被害者に代わって加害者である第三者に対して保険給付額を請求するものになります。

ここから資料に沿った形で御説明させていただきます。

1、委託の件名です。こちらに記載のとおりとなっております。

次に、2、委託の内容です。介護保険法第21条第3項の規定に基づき、自動車事故に起因するものに限った第三者行為の求償事務を東京都国民健康保険連合会、以下、国保連という形でさせていただきたいと思っておりますが、こちらに委託をしております。現在も委託の際、国保連に被害者の方の個人情報、氏名、住所、要介護度等を提供しておりますが、加害者が、こちらには加害者と契約をしている損害保険会社も含みますが、被害者の介護保険の給付事由と自動車事故との因果関係を否定されて損害賠償請求に応じていただけない場合に、要介護認定情報、主治医意見書を用いて当該因果関係を明確にし、損害賠償金の徴収、収納を円滑に行うため、こうした情報を新たに国保連に提供するものになります。

3の諮問の趣旨でございますが、これまで行っている第三者行為求償管理処理業務委託にて取り扱う個人情報の項目を新たに追加するもので、個人情報保護条例第12条の規定に基づく諮問となります。4の対象となる個人の情報は記載のとおりで、5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数ですが、(1)新たに追加する個人情報の項目で、区から委託先の国保連に提供するものは、認定調査に係る情報で、こちらの記載のとおりとなっております。次に、主治医意見書に係る情報についてもこちらに記載のとおりとなっております。次に、委託先が本人(被害者)から収集するもの及びの区及び本人以外から委託先へ提供するものは、特にございません。(2)の年間の件数です。こちらは2件程度を見込んでおります。

6の個人情報を取り扱う場所は国保連事務所で、7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無は特にございません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、文書によるものとし、9、委託先の電子計算機を利用した個人情報の処理も、特にはございません。

10、委託先の個人情報保護体制につきましては、記載のと通りの体制が講じられていることを確認しております。

また、11の委託の条件としましては、記載のとおりとなっております。

12の委託の開始時期ですが、本日の御審議をいただきました結果を受けまして、対象となる案件が生じておりますことから、御承認いただけました場合は、本日より開始することを想定しております。

なお、13、委託先（参考）で書かせていただいておりますが、こちらは2で御説明しました東京都国民健康保険連合会になります。

私からは御説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 質問ありますでしょうか。

委員 今、ちょっと回線のほうがうまくいかなかったみたいでよく聞き取れなかったんですが、9番の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無のところ、特にありませんと聴こえたんですが、こちらはありと書いてあるんですが、どちらでしょうか。私の聞き間違いでしょうか。問合せさせてください。

介護保険課長 ありがとうございます。失礼いたしました。こちらは、個人情報の処理はありになります。資料のとおりでございます。失礼しました。

委員 ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。 では、ないようでしたらお諮りをいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 ないようですので、諮問第947号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第948号

会長 次に、諮問第948号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の15ページを御覧ください。「特別区民税業務」、「国民健康保険業務」、「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」、「子育て支援業務」、「児童健全育成業務」、「住宅業務」、「区立小・中学校給食費収納管理業務」及

び「地域施設案内業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の16ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、財務部納税課、保健福祉政策部保険料収納課、保健福祉政策部国保・年金課、高齢福祉部介護保険課、保育部保育認定・調整課、子ども・若者部児童課、都市整備政策部住宅管理課、教育総務部学校健康推進課、地域行政部地域行政課でございます。

審議のポイントは3、外部委託、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より御説明いたします。

納税課計画調整担当係長 財務部納税課計画調整担当係長をしております榎本と申します。

本件につきましては、債権管理事務局を担当しております納税課が代表いたしまして説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。まず初めに、事業の概要についてです。現在、特別区民税、保険料、保育園保育料などの口座振替の登録は、納付者の方が平日の昼間に金融機関の窓口にて手続をしていただくか、口座振替依頼書などはがきを区に送付してもらい、区が代理で手続を行うという2種類がございます。口座振替の登録の手続に係る納付者の利便性の向上と、区の事務の効率化を図るため、口座振替登録手続をオンラインによる手続でできるよう、Web口座振替受付サービスを委託により導入いたします。

オンラインによる口座登録の手続の事務の流れは、別紙、Web口座振替受付サービスの受付フローイメージを御覧ください。Web口座振替受付サービスの受付フローイメージの左側の納付者を御覧ください。納付者は、パソコンやスマートフォンから区のホームページを経由して、委託先事業者が構築したWeb口座振替受付サイトにアクセスし、氏名、金融機関名などの基本情報を入力の上、受付サイトからの案内メールを受信いたします。案内メールにありますURLをアクセスし、受付サイトにおいて口座情報などを入力し、さらに金融機関の受付サイトに遷移をし、口座振替の登録手続を行った後、金融機関からの承認を受けます。金融機関は、承認が完了しますと、受付サイト宛てに口座振替受付結果データを連携いたします。区の各担当所管課は、L G W A N利用系ネットワークで各所管課へ割り振られたID、パスワードにより受付サイトにログインし、受け付けた口座振替受付結果データをダウンロードし、各所管課の保有しておりますシステムに登録処理を行います。

続きまして、第1に、外部委託に伴う個人情報の保護措置についてです。審議資料にお戻りください。

1の委託の件名につきましては、記載のとおりでございます。

2の委託の内容についてです。委託先事業者には、受付サイトの構築及び受付結果データを区へ還元するサービスを提供するプラットフォームの運用委託となります。

3の諮問の要旨です。本件は、Web口座振替受付サービス導入に当たって、新たに外部委託をすることに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、条例に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲についてです。(1)の特別区民税・都民税、担当所管課は納税課でございます。以下、記載の8項目の支払いにつきまして、Web口座振替受付サービスを利用する個人の範囲となります。

続きまして、5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数についてです。(1)の個人情報の項目です。区から委託先へ提供するものはございません。委託先が本人から収集するものは、氏名、住所、生年月日などの基本情報及び各業務において必要な項目となります。番の特別区民税・都民税につきましては整理番号など、このほか、ほかの項目につきましては記載のとおりでございます。区及び本人以外から委託先に提供するものですが、金融機関の受付日時、金融機関口座情報など、そのほか詳細は記載のとおりでございます。(2)の年間の件数でございます。9科目合計で年間約2万件程度を想定しております。番の特別区民税・都民税については約2,000件、それ以外につきましては記載のとおりとさせていただきます。

6の個人情報を取り扱う場所については、委託先事業者が運営するWeb口座振替受付サービスのサーバとなります。

7の個人情報の取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有はございません。

8の委託先と個人情報の授受は、回線結合によるものでございます。

9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無は、ありとさせていただきます。

10の委託先の個人情報の保護管理体制は、こちら、記載のとおりとさせていただきます。

11番の委託の条件についてです。個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた電算処理の業務委託契約の特記事項を契約条件にし、委託先にこれを遵守させ

ます。

12の委託の開始時期及び期間は、令和4年4月から継続して行う予定でございます。

13の委託先ですが、ヤマトシステム開発株式会社でございます。

続きまして、第2の外部の電子計算機との回線結合です。

本件につきましては、報告事項ではございますが、第1の外部委託に伴う個人情報の保護措置についてと併せて御審議をお願いいたします。

1の回線結合をする理由についてです。区は、Web口座振替受付サービスにて登録を行った情報について、委託先事業者の受付サイトにL G W A N利用系ネットワークから各所管課のID及びパスワードでログインし、受け付けた口座データをCSVファイル形式でダウンロードをする必要がございます。このことから、区の計算機と委託先事業者の受付サイトL G W A N回線により結合するものでございます。

2の回線結合の相手方につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

3の諮問の趣旨についてです。本件は、区の電子計算機と委託先事業者の受付サイトを回線結合するものであり、条例に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲につきましても記載のとおりとします。

5の回線結合する個人項目及び件数につきましても記載のとおりでございます。

6の回線結合の方法についてです。区に設置している電子計算機と委託先事業者の受付サイトをL G W A N回線で接続いたします。

7の相手方の個人情報の保護管理体制につきましても記載のとおりでございます。

8の区の個人情報の保護管理体制、9の回線結合の開始時期及び期間は、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

会長 第1の4、個人の範囲については8項目と言われたように聴こえましたけれども、書いてあるとおり9項目でよろしいですね。

納税課計画調整担当係長 すみません、納税課を含めて9項目でございます。

会長 事前にお聴きしたところだと、世田谷区としては初めてのWeb口座振替サービスのようですけれども、皆さん、御質問はいかがでしょうか。

委員 5番目なんですけれども、委託で取り扱う情報の件数などが書かれて、本人から収集するものということで9項目あるんですが、 と についてお尋ねしたいと思います。

の区営住宅使用料はなしと書いてあるのは、本人から収集するデータがないというこ

とで、これは人によって、私は区営住宅を使用したことがないのですが、収入等によって家賃が違ふとかそういう理由があるからないということ、特に情報は収集しないということなのでしょうかとというのが第1点です。

あと、学校給食費なんですが、これは例えば家庭の収入の関係で、学校給食費等について補助金をもらっている家庭があると思うんです。そういう人について、それが分かるとか、そういった配慮はなされているのかどうかということ。

あともう一つ、学年又は教職員の区分と書いてありますが、教職員の区分というのは何でしょうか。意味を教えてくださいたいのと、学校給食費を納めるか納めないかについて、もしそれが担任の名前等なのであれば、誰が担任なのかまで必要なのかどうかという素朴な疑問があるのですが、そのあたりを教えてください。

納税課計画調整担当係長 まず、区営住宅使用料につきましては、委託先から本人に収集するものとして、氏名、住所、生年月日などの基本的事項は収集するのですが、この区営住宅使用料の口座振替の登録をするに当たって、特にこの事務固有の項目はないということで、今回、なしとさせていただきます。

番の学校給食費につきましては、教育援助費などを受けているかいないかというのは、この口座振替の登録受付、Web口座振替受付サービスなどでは、特に個人情報、そういったことは表立っては分からないようになっております。あと、学年又は教職員の区分については、担任の先生のお名前というよりも、生徒なのか児童なのか、又は教員なのかという区分として設けてございます。

委員 分かりました。学校の先生も給食を食べているからということですね。

納税課計画調整担当係長 そうです。

委員 失礼しました。分かりました。

私はこれで結構です。ありがとうございました。

会長 では、続いて、委員、お願いします。

委員 これは事務局に伺うことなのかもしれませんが、この回線結合の方法はL G W A N回線で行いますよということなんですが、それに至るところで、これは19ページの回線結合する理由のところにも書いていますが、L G W A N利用系ネットワークという言葉、表記があります。それから、その前の16ページにも、各担当所管課はL G W A N利用系ネットワークで各所管課へ割り振られた云々ということになってはいますが、このL G W A N利用系ネットワークというのは、例えば各区役所の中の庁内のいろんなネットワーク、

庁内のLANがあると思うんですが、その中でこの表記を使ってやっているのが別の形のネットワークであるのか、それとも、どういう性格のものなのか、その切り分けのところを教えていただければと思いますが。

納税課計画調整担当係長 区の現状的な事務につきましては、既にLGWANのネットワークを使って事務を行っております。事務を行うネットワークの環境がLGWANなので、それでLGWAN利用系ネットワークといったような言い方をさせていただいております。

委員 ということは、今、庁内でのネットワークについては、全てがLGWAN利用系ネットワークという形に収れんをされていて、そのほかのネットワークはないという理解でよろしいんですか。

納税課計画調整担当係長 申し訳ございません。説明が不足しておりました。大別を3ついたしまして、LGWAN利用系ネットワーク、マイナンバー利用系ネットワーク、インターネット環境の3つでございます。本件につきましては、LGWAN利用系ネットワークを使用して事務を行っているということになります。

委員 ありがとうございます。

会長 さん、もう一度どうぞ。

委員 1点だけ付け加えて、極めて基本的なことになるんですが、今回のWeb口座振替というのは、いろんなところでやっているんですが、これは銀行口座に限るということなんでしょうか。Web口座払いというのは、例えばクレジットカード払いというのもできますよね。そうすると、クレジットカードの情報とかも登録しなければならなくなる。人によっては、銀行口座ではなくてクレジットカードから引き落とししてもらったほうがいい、そのほうが便利な、ネット販売なんかはそうですね。大体クレジットカード払いですよね。そのあたりはどうなんでしょうか。このWeb口座払いというのは、銀行と、あるいはクレジットカードも含まれるということなんでしょうか。その情報も含まれるということでしょうか。

納税課計画調整担当係長 回答いたします。本件につきましては、Web口座、この口座というのは金融機関の口座を指しております、クレジットカードによる支払いというのは、この件については登録はございません。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 5番のところなんですけれども、介護保険料のところには被保険者氏名というのが入っておりますけれども、最初に委託先は本人から徴収するもので氏名を聴いているのに被保険者氏名というのがあったのがちょっと分からなかったものですから、その御説明をと思いました。

納税課計画調整担当係長 委託先が本人から収集するもので、この登録の手続をされる方が最初に入力をして、実際お支払いをする人と被保険者が異なる場合がございますので、被保険者番号と被保険者氏名が結びつく人がどなたかということで特定をさせていただいているために、特定をするためにこちらを入力していただくこととなります。

委員 この払う方と被保険者の名前が違うという場合がありますか。ちょっとそれが分からなかったんですけれども。

介護保険課長 それでは、介護保険課長の瀬川からお答えします。

実際お支払いいただいている方が御家族であったりということはございますので、そのあたりで、どなたの番号でどなたの被保険者かというところをこちらの口座登録のほうで入力いただくということになります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 いかがでしょうか。 ないようでしたらお諮りいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようですので、諮問第948号については異議なしと思います。ありがとうございました。

諮問第949号

会長 次に、諮問第949号です。事務局の説明の後、所管課よりお説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の22ページを御覧ください。給与明細等配信サービスの外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の23ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、総務部人事課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託、7、回線結合でございます。

なお、この諮問第949号から諮問第952号までの4案件につきましては、全区の職員の個人情報関係の案件でございます。世田谷区個人情報保護条例第9条第4項の規定により、職員の個人情報については、業務登録を行う必要はございません。したがって、諮問文に「業務における」との記載がないような形式となっております。一方、同条例の個人情報等の管理、利用、提供、電子計算機による処理等の規定は、職員の個人情報についても適用されることから、諮問するものでございます。

それでは、諮問第949号につきまして所管課より説明いたします。

人事課長 人事課長の好永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問第949号、給与明細等配信サービスの外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について御説明いたします。

まず、本事業の概要についてでございます。現在、区長を含む全ての職員の給与明細の作成につきましては、外部に印刷事務を委託し、区に納品されたもの、又は、各所属でプリンターから給与明細を印刷したものを各職員に配付しております。印刷事務委託及び給与明細の配付は、印刷費や輸送費に加え、仕分や配付作業に伴う人件費といった費用が発生しているほか、大量の紙を使用することによる環境負荷といった課題があり、業務改善の対象となっております。一方、区では、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進に伴い、まず、行政自身から職務をデザインし直すという意味のリデザインする推進方針を打ち出しております。DXを進めるために職員の行動変容を促す必要があり、このことから、給与明細等配付事務について、現在の紙による明細の配付方式ではなく、職員が自身のスマートフォンやパソコン等から給与明細等を確認する方式に変更することにより、事務に係る費用負担の削減や環境負荷を削減し、業務改善を図るものでございます。

そのために、委託先事業者が提供する給与明細等の配信サービスのサイト上で給与明細等が閲覧可能なクラウドサービスを利用し、人事課給与係職員が委託先事業者のクラウドサーバー上へ給与明細等のデータをアップロードすることにより、各職員がインターネット経由で自身の給与明細等を閲覧、ダウンロードすることができるように、紙の配付によらない方法に変更するというものでございます。

最初に、第1、外部委託に伴う個人情報の保護措置について御説明いたします。

1の委託の件名は記載のとおりでございます。

2の委託の内容ですが、給与明細、給与支給明細の電子配信の業務を委託するものでござ

ざいます。区は、サイトにおいて職員の初期登録を行います。各職員はサイトより電子交付を承諾するという意味の同意と初期パスワードの変更を行うことで、以後、サイトからIDとパスワードを入力してログインすることにより、自身の給与明細、給与支給明細と源泉徴収票の閲覧やPDFによる出力が可能となります。また、明細レイアウトの調整や給与等支給情報、アカウント情報の適切な管理、明細閲覧機能等のシステム稼働監視など、運用に必要な事項についても委託により実施いたします。

3、諮問の趣旨は、条例上の個人情報を外部に委託することに伴い、諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲は、区職員及び源泉徴収票に記載する税法上の被扶養者となる者でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数につきましては、記載のとおりでございます。(1)の運用時に提供する項目につきましては、記載のとおりでございますが、従来の給与明細や源泉徴収票に記載している項目と同様でございます。の委託先が本人から収集するもののうち、メールアドレスについて任意としておりますのは、メールアドレスを登録した場合は、職員はサイト上でログインする際に、IDとパスワードに加えて、登録したメールアドレスに送信されるワンタイムパスワードを入力しない限りログインができないようになります。この2フェーズ認証にすることで、IDやパスワードを不正取得した第三者によるなりすましを防ぐことが可能となり、セキュリティを高めることができます。人事課といたしましては、この2フェーズ認証を職員に強く推奨してまいります。職員がメールアドレスの登録を希望しない場合でも、IDとパスワードによるログインで明細の電子交付ができるような仕組みを想定しているため、任意としております。の区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。(2)の個人情報の件数、これは今までの紙の枚数に相当する数のこととなりますが、年間約19万5,550件で、内訳は記載のとおりでございます。

6から11までの項目の内容は、記載のとおりでございます。

12の委託の開始時期及び期間につきましては、令和4年4月から継続して行います。

13の委託先につきましては、令和4年度契約となり、今後選定するため、現在は未定でございます。

次に、第2、外部の電子計算機との回線結合についてのうち、人事課から給与明細データ等を登録する場合について御説明いたします。

1の回線結合する理由につきましては、給与明細等配信サービスを導入するに当たり、人事課から職員基本情報や給与明細データ等を送信し、登録する際に、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機の回線結合が必要となるためでございます。

2につきましては記載のとおりでございます。

3の諮問の趣旨は、本件は、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機を回線結合することに伴い、諮問するものでございます。

4及び5の項目の内容につきましては、記載のとおりでございます。

6の回線結合の方法につきましては、区の電子計算機と委託先事業者のデータセンターにある電子計算機を暗号化したデータでインターネット回線により接続いたします。

7の項目の内容は記載のとおりでございます。

8の区の個人情報の保護管理体制につきましては、区の情報セキュリティ対策基準及び人事課の情報セキュリティ実施手順書を遵守したセキュリティ対策を講じた上で実施いたします。また、人事課で使用する管理者アカウントは、グローバルIPアドレスを指定し、外部からのアクセスを防ぐとともに、ログインID及びパスワードについても、区の情報セキュリティ対策基準等に基づき適切に管理いたします。

9の回線結合の開始時期及び期間につきましては、同じく令和4年4月から継続して行います。

続きまして、第3、外部の電子計算機等との回線結合のうち、区職員が事務パソコンを使用して給与明細等を確認する場合について御説明いたします。

1の回線結合する理由につきましては、職員が区の事務パソコンを使用して、給与明細等配信サービスにアクセスし、自身の給与明細等を確認する場合のほか、給与担当者が電子交付を承諾していない職員の分の給与明細等を印刷するに当たり、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機の回線結合が必要となるためでございます。

2及び3の項目の内容は、記載のとおりでございます。

4及び5の対象となる個人の範囲とその項目、件数につきましては記載のとおりでございますが、諮問第1及び第2と違い、全件のうち、区の事務パソコンを使用する場合の範囲に限られますので、件数は想定で約3万9,000件と見込んでおります。

6から9までの項目の内容は、記載のとおりでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

会長 質問はありますでしょうか。

委員 今のところで、24ページのところに、これは件数という形で19万5,550件という件数が書かれています。これは恐らく、区の職員、それから被扶養者の数というものを、その上のほうの4の対象となる個人の範囲ということで書いていますので、そこになるのかと思いますが、ところで、その内訳として書いている区職員数1万3,150人、これは例えば、いわば正規の職員のほかに再任用とか、あるいは会計年度任用であるとか、そういった方々も含めての数ということになるのか。できたら、この1万3,150人という数の数値の内訳的なもの、その概略を教えてくださいたいと思うんですが。

人事課長 かしこまりました。人数についてですけれども、常勤職員が約5,800名、それから会計年度任用職員、それから特別職非常勤、これが延べになりますけれども約7,350名の合計でございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 1点教えてください。委託先が本人から収集するもので、パスワードやメールアドレスで（任意）と書いてあるんですね。先ほど、非常勤の職員の方で例えばシルバーの方などで、どうしてもパソコンが苦手だとかいう方はいらっしゃるかもしれませんが、中には、これは紙ベースでなければ嫌だというような方もいらっしゃるということ想定されているのでしょうか。常勤職員の方はもうこれはほぼ強制でいいんじゃないかと思うんですけれども、もう民間ではもうそれが本人の同意を得るまでもなく、給与明細とか確定申告用の源泉徴収とかというのはもうオンラインでメールで送られてくるのは当たり前になり始めているので、常勤職員の方についてはもう任意も何も無いんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりは、この任意というのはどこまでの範囲なのか教えてくださいませんか。

人事課長 かしこまりました。この任意の説明につきましては、先ほど概略を御説明したところでございますが、基本的には、委員御指摘のとおり、紙ベースしか入手することができない、要は、パソコンとかスマホとかを持っていらっしゃらないような方については、常勤、非常勤限らず、紙ベースの方法が担保できております。それから、職員についても強制でいいんじゃないかというようなところでございますけれども、これは積極的に申し上げなかったところではございますが、いわゆる区の内部の事情がありまして、いわゆる職員団体、労働組合との協議の場において、今まで紙ベースで確認できているものが全てウェブ上で確認するような強制にならないように配慮してほしいというようなもの、ま

た、メールアドレスにつきましても、インターネット上に登録することを嫌がる職員もいるということなので、そこはセキュリティが高まることは承知はしているんだけど、それがなくても電子上で確認、閲覧できるような方法も担保してくれというような交渉の結果でございまして、これは委員の皆様には積極的に御説明するところではございませんけれども、そのような事情でこのようになっているものでございます。

説明は以上でございます。

委員 ありがとうございます。おっしゃりにくいところまでおっしゃってくださってありがとうございます。非常勤の方とかシルバーの方とかで、パソコンはどうしてもいじれないので、やっぱり紙ベースで欲しいという方はよく分かるんです。ただ、常勤の職員の方で、組合関係の人に私、審議会の が言っていたと言っても、名前を出していただいて構わないので、組合だからといって何でもかんでも反対すればいいというものじゃないと思うんです。その職員組合の方には、強制にならないようにと言うものの、やはり区民のために働いている職員なわけですから、やはり予算を削減することに努力するのは、組合に入っていようといまいと、それは考えるのは当たり前だと思います。その組合の方に言っていただきたいと思います。私の個人名を出していただいても結構ですので、組合だからといって何でもかんでも反対すればいいというものじゃないということ。非常に憤りを感じます。そんなことで強制しないでくれとか、そんなことで抵抗している組合があるとしたら、それは意味がないと思います。組合がもし本当にそんなことを言っていたとしたら、極めて遺憾に思います。私の名前を出していただいて結構です。その関係者も私の知り合いがいますけれども、この後ちょっと言ってみようと思いますけれども、そういうふざけた組合員がいるというのは非常に憤りを感じます。

人事課長 今の御質問について再度お答えいたします。職員に対して、紙にするか電子にするか承諾を取るというのは、所得税法上、基本的には紙で渡すというところについて、電子に切り替えてよいかというような承諾という意味がございまして、それについて、電子でいいよというように皆さんに事務局としては、人事課としては言ってほしいと思ってる場所なんですけれども、承諾を得るか得ないかにつきましては、法令上、同意を、承諾を取れというようなところのステップを踏まなければいけないということだけ加えて説明させていただきます。

委員 私もとても理解しにくいというか、もともとあまりよく分かっていないところで質問してはと思ったんですけれども、やはり今、国のほうでデジタル化を進めているというこ

とで、もちろん紙、今、資源の問題もありますので、こういうシステムになって移行して
いこうとしているんだらうと思いますけれども、幾らお若い方も苦手な方、いろいろあ
るでしょうから、やっぱり焦らずに。おっしゃることはすごく分かります。誰のために働
いているのかというと、区民のために働いてくださっているわけですので、やはり、区民
のためにならない無駄なお金を使うならば、使わない方向にさせていただくのが当たり前の
姿じゃないかと思しますので、そこは丁寧にお話をして進めていただきたいなというふう
に感じましたので、一言言わせていただきました。

終わります。

会長 ほかはいかがでしょうか。大丈夫ですか。 ないようでしたらお諮りをしたいと
思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第949号については異議なしと認めます。ありがとうございます
ました。

委員 会長さん、よろしいでしょうか。諮問とは関係ないんですが、ちょっと関係する話な
ので一言、当局に意見といいますか、一言言わせていただきたいことがあるんですが、よ
ろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

委員 諮問とは関係ないので、今の諮問は了承しました。

やはり同じようなことが、私は世田谷区民で、いろんな書類が来まして、この書類は明
らかに無駄だよなと感じることが結構あるんです。一つは、例えば、1年間であなたはこ
れだけの医療費を使いましたよというお知らせが毎年来るんです。それで一覧表になっ
て、総額と、私が3割負担した一覧表が来るんです。それが1月から12月とか、4月から
3月とかそういう時期じゃなくて、中途半端な時期に来るんです。しかし、この表は確定
申告の医療費控除の申告には使えませんか書いてあるんです。では、このペーパーと郵送
費は何なんだといつも疑問に思って、そのまま処分しているんです。そういった無駄もあ
ります。

あともう一つ、最近は医療費が高くなっているんで、ジェネリック医薬品を使いましょ
うということが推奨されています。ただ、私は、知り合いの医師や製薬会社の研究員の中
でジェネリック医薬品は極力推奨しないという医療者がいるので、私は、高いと分かって
いながら、先発品をあえて指定しているんです。そうすると、区のほうからは、これは別

の区でもやっているようなんですが、あなたが使っているこの薬とこの薬とこの薬はジェネリック医薬品に直すと毎月おおよそ幾ら幾ら安くなりますよというはがきが必ず毎年1回来るんです。それは、私がどんな薬を飲んでいるかという個人情報でもありますし、そのはがきを作る作成代、それと郵便費、郵送費、極めて無駄じゃないかと思っているんです。中には、ジェネリック医薬品の存在をまだ知らないという方もいらっしゃるかもしれませんが、私はそういったような、高いと分かっているながら先発品をあえて処方箋薬局で指定している立場なんです。それで、全ての人にこういう手紙が行っているとすると、それこそ予算の無駄遣いだと思うんです。そういう医療費を担当される部署の方にもぜひ伝えていただきたい。

これは区民の一人として意見を言わせていただきたいと思いました。ちょっと時間をとってしまって申し訳ございません。会長さん、よろしくお願いします。

会長 諮問審議を続けたいと思います。

諮問第950号

会長 諮問第950号になりますけれども、事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の28ページを御覧ください。職員のストレスチェックにおける外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の29ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、総務部職員厚生課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

職員厚生課長 職員厚生課長の増井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第950号、職員のストレスチェックにおける外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合につきまして御説明を申し上げます。

まず、第1に、外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

1、委託の件名は、職員のメンタルヘルス対策事業業務委託でございます。

2の委託の内容です。区は、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職員がメンタル不調になることを未然に防ぐことを目的といたしまして、労働安全衛生法に基づき

ストレスチェック、内容としましては、仕事について、あるいは最近1か月間の状態について、日頃の上司、同僚、家族との関係などについて、そのストレスの度合いをチェックするものでございますが、これを外部に委託して実施しております。来年度より、これまでの紙の調査票、これはマークシート方式のものでございますが、この紙での回答に加えまして、区の事務用パソコンや職員自身のスマートフォンからの専用ウェブサイトへのアクセスにより回答する方法を職員自身が選択できるように変更するものでございます。

専用のウェブサイトでの回答を選択した場合には、職員に対しましてIDとパスワードを入力してログインし、紙の調査票と同じ内容のストレスチェックを行っていただきます。紙の調査票を選択した場合には、職員のプライバシーに配慮するため、本人が自分で所定の封筒に入れて提出していただくような形になっておりまして、一度、区を経由して委託先へ回答を提出するものとなっておりますが、専用ウェブサイトでの回答を導入することによりまして、回答内容を委託先へ直接提供することができるようになります。提出時の事故の防止、提出の秘匿をさらにしっかりと担保することができるようになります。

また、紙の調査票ではマークシートの記入漏れなどが生じることがあり、一定程度ではございますが、ある程度の結果が作成されないことがございました。専用ウェブサイトでは全項目を回答しないと終了しないという仕組みを導入することによりまして、必ず結果が反映できるようになることから、職員の健康管理の向上に資するものと考えております。この専用ウェブサイトへのアクセスに当たっては、職員にIDとパスワードを付与する必要があるため、委託先が取り扱う個人情報の項目を追加することとなります。

3の諮問の趣旨でございます。本件は、職員のメンタルヘルス対策業務を外部委託する際に取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲ですが、記載のとおりでございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数についてです。まず、(1)個人情報の項目ですが、区から委託先へ提供する新たな項目はございません。委託先が本人から収集するものは、新たにIDとパスワードとメールアドレスになります。区及び本人以外から委託先へ提供する新たな項目はございません。(2)の件数ですが、年間で約8,500件でございます。

6の個人情報を取り扱う場所から9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有

無につきましては、記載のとおりでございます。

10の委託先の個人情報の保護管理体制ですが、(1)に記載のとおり、個人情報保護管理に関する個人情報保護方針を定められ、個人情報保護の管理体制が確立されており、(2)のとおり、個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる保管倉庫内にて保管されております。

11の委託の条件でございますが、個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた記載の特記事項を契約条件にし、委託先に遵守させてまいります。

12の委託の開始時期及び期間は、令和4年5月下旬から6月上旬までとなり、令和5年度以降も同時期に継続して行ってまいります。

13、委託先は記載のとおりでございます。

続きまして、第2、外部の電子計算機との回線結合について御説明をいたします。

1の回線結合する理由でございます。職員が区の事務用パソコンを用いてストレスチェックの専用ウェブサイトへアクセスするに当たり、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合する必要があるためでございます。

2の回線結合の相手先は、事業者となります。

3、諮問の趣旨ですが、本件は、区の電子計算機と事業者の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲ですが、ストレスチェックの対象となる職員のうち、紙での回答、個人のスマートフォンを使用しないで回答する方が区の事務用パソコンを使用するものとなっております。

5、回線結合する個人情報の項目及び件数は、それぞれ記載のとおりですが、記載の件数は、実際に事務用パソコンを使用してストレスチェックを行う相当の人数でございます。

6、回線結合の方向は、記載のとおりです。

7の相手方の個人情報の保護管理体制ですが、(1)のとおり、ログイン認証はIDとパスワードで行い、第三者に解読されないことがないよう、通信を暗号化することによってデータを保護し、(2)のとおり、関係法令等に加え、個人情報保護に関する社内規程を定めて遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

8、区の個人情報の保護管理体制です。区の情報セキュリティ対策基準及び職員の所属する課の情報セキュリティ実施手順書を遵守したセキュリティ対策を講じてまいります。

9の回線結合の開始時期及び期間は、先ほど御説明したとおり、委託の開始時期及び期間と同様、令和4年5月下旬から6月上旬までとなります。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

会長 質問はありますでしょうか。大丈夫ですか。

委員 聴かせていただきたい。31ページの真ん中のほうにある510件というのは、これは大体、先ほど別の審議で示してくださった常勤職員の約10分の1ぐらいの数だと思うんですが、ストレスチェックしてもらうかどうかというのは、職員が自主的にやりたいという実勢に任せているのかどうかというのが第1点。

それで、そのアンケートの内容というのは、この長谷川メンタルヘルス研究所というのは、どういうストレスがあるかというチェックをしてあげるだけなのか、そのチェックを要求した510人なら510件の人にどこまで介入するのか。例えば、あなたのストレスの度合いは非常に大きいから専門医を紹介してくれるところまでやるのか、あるいは、このメンタルヘルス研究所に既に臨床心理士とか精神科医がいて、そこまで対応するのか、どこまで入り込んであるのか、それを教えてください。

職員厚生課長 まず、1点目ですが、このストレスチェックに関しましては、区としては義務として行っていくものですが、回答については義務というふうにはなっておりませんので、自主的な判断で、回答されない方もいらっしゃるという状況にはあります。おおむね90%ぐらいは回答されている状況はあるかと思えます。80%から90%ぐらいの回答の実績で例年行っていただいております。

2つ目の質問に関してですけれども、今回、ストレスチェックを提出された方につきましては、まず、その結果につきましては、個人の評価結果という形で、あなたのストレスプロフィールという名称になっているんですけれども、その結果を御本人のほうにフィードバックするようになっていきます。その中身に、そのシートの裏面にはストレスの一般的な対策の御案内などを載せているんですけれども、全体として総合健康リスクが高い人につきましては、産業医の面談などの御案内も併せて同封して送るようになっております。

実際に長谷川メンタルヘルス研究所というところがその後、フォローとしての面談といったこともできる体制を築いておりまして、ただ、ストレス結果が高いからといって必ずそこを受診するというふうな義務にはなっておりませんので、御案内することによって様々、御自身が利用されているようなクリニックを利用されとか、そういった形で活用いただくようにしております。

委員 ありがとうございます。追加で、その結果は、例えば検査をした人の所属長とか、その人には報告が行ったり閲覧することはできるのでしょうか。それこそまさに先ほどの組合が考えなければいけないことで、職員の方の個人情報になるわけですから、そういうところで組合が出てくるべきだと思うんですね。そのあたりはどうなっているのでしょうか。所属長まで報告が行ったり、このチェックを受けていること自体、どこまでの人が知るのか、本人だけで大丈夫なのか、そのあたりを教えてください。

職員厚生課長 まず、ストレスの結果については、それぞれの個人にしか行かない仕組みになっております。ただ、職場に対しては、職場向けの組織評価結果というものを出す形を取っております。こちらにつきましては、職場判定レポートと言っておりますが、それぞれの課の中でストレス度が全国に平均して高いか低いかといったところを数値化してお知らせをしております。また、それに伴って、具体的にそのストレスを下げるようにするにはどんな工夫が要るかといった御案内といったものも添付してお示しをしているところです。

あと、すみません、先ほど件数についての御説明がちょっと足りていなかったところがありまして、510件ということで申し上げましたが、全体の60%ぐらいがインターネットを活用して回答いただけるんじゃないかと思込んでおります。そのうち御自身のスマホといったもので回答いただく方が大体9割を占めるんじゃないかということで、残り1割を想定して計算上、大体510件と想定したものでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について異議はありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようですので、諮問第950号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第951号

会長 続きまして、諮問第951号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の33ページを御覧ください。職員の福利厚生業務における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の34ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、引き続き総務部職員厚生課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

職員厚生課長 引き続きまして、職員厚生課長の増井から御説明をさせていただきます。

諮問第951号、職員の福利厚生業務における外部の電子計算機との回線結合につきまして御説明を申し上げます。

1の回線結合の理由でございます。区は、職員の元気回復など、福利厚生に関する事業を地方公務員法の42条に基づきまして行っております。事業の実施に当たりまして、区職員の名簿を世田谷区職員互助会事業の委託先事業者提供しているところでございます。この名簿の提出方法につきまして、現在は手渡しで行っておりますが、委託先事業者のウェブサイトにアップロードする方式にすることについて検討した結果、安全かつ迅速に管理運用を行うことができると判断し、このことから、令和4年4月からのインターネット回線を通じての区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機を回線結合することとしたものでございます。

2の回線結合の相手方は、記載のとおり委託先事業者でございます。

3の諮問の趣旨ですが、本件は、区の電子計算機と委託先事業者の回線を結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮問させていただくものでございます。

4の対象となる個人の範囲は、記載のとおりでございます。

5の回線結合する個人情報の項目及び件数でございます。まず、個人情報の項目は、(1)に記載のとおりで、従来の項目と変更はございません。件数は、(2)のとおり、年間約6,300件を想定しております。こちら互助会の会員数が約6,200ございますが、そのうち年度途中での更新を100見込み、全体として6,300件と想定したものでございます。

6の回線結合の方法は、記載のとおりでございます。インターネット回線を接続するものでございます。

次のページを御覧ください。7の相手方の個人情報の保護管理体制は、(1)(2)に記載のとおりで、第三者に解読されないよう暗号化され、適切な情報管理体制が整備されております。

8の区の個人情報の保護管理体制でございますが、(1)で記載のとおり、情報セキュリティ対策基準及びセキュリティ実施手順書を遵守した対策を講ずるとともに、職員厚生

課における外部サービスの利用手順に本業務の項目を定め、遵守してまいります。また、(2)にございますように、委託事業者のウェブサイトのアップロード機能操作者を限定した上で、委託事業者のウェブサイトにログインID及びログインパスワードを設定し、厳重に管理してまいります。

9の回線結合の開始時期でございますが、令和4年4月1日より、継続して行ってまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

会長 それでは、質問はありますか。

中身はよく分かりませんが、職員の元気回復と。いいですね、何をされているのか、興味津々ですけども、質問はよろしいですか。大丈夫ですか。では、お諮りいたします。本件について異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようですので、諮問第951号については異議なしと認めます。どうもありがとうございます。

諮問第952号

会長 では、続きまして、諮問第952号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

4時を過ぎてしまいましたが、もうしばらくお付き合いください。よろしくお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の36ページを御覧ください。公立学校共済業務における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の37ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、教育政策部学校職員課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

学校職員課長 学校職員課長の前島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問第952号の御説明をさせていただきます。

資料の1の回線結合する理由でございますが、現在、区教育委員会では、公立学校共済に加入している区立幼稚園職員の掛金、負担金に係る月例報告書、標準報酬月額等の情報

をCD-Rに書き込みまして、公立共済にレターパックで提出しているところがございます。現在の方法は、各自治体の教育委員会がCD-Rに報告書を書き込む作業が必要でございます。公立学校共済までのデータ授受のやり取りに最低でも1日から2日程度かかるといった課題があることから、公立学校共済は本年11月にインターネット回線を利用したファイル転送システムのSmoothFileを導入しまして、公立学校共済に対する報告はこのシステムを利用することで完結できる運用が始まりまして、各自治体に活用の検討の依頼があったところでございます。それらを踏まえまして、教育委員会としましては、SmoothFileを利用することで公立学校共済への正確な情報を迅速に報告できるようになりまして、公立学校共済だけではなく、区教育委員会の業務の効率化を図れることとなります。このようにICT等を活用した業務の効率化を図ることによりまして、教職員への給与事務の効率化を図ることができると考えてございます。

加えまして、経費面では、CD-Rやレターパックは現在、公立学校共済が負担しております。このシステムを利用することによりまして、今後は、郵送で提出する場合のCD-Rやレターパックなどについての各自治体の負担については、各自治体の負担にすることを検討していると伺っております。

2の回線結合の相手方でございますが、公立学校共済となります。

3の諮問の趣旨でございますが、本件は、報告書を先ほど説明したとおりSmoothFileで提出し、区の電子計算機と公立学校共済の電子計算機を回線結合するものでございまして、条例第18条の規定に基づき諮問してございます。

4の対象となる個人の範囲につきましては、公立学校共済に加入している区立幼稚園の職員となります。

5の回線結合する個人情報の項目及び件数でございますが、まず、項目につきましては、資料に記載のとおり、氏名、性別、生年月日や標準報酬月額等、次ページにわたる記載でございます。(2)の件数でございますが、年間750件を想定してございまして、その内訳は、区立幼稚園職員が50人程度、掛ける例月給与月数　これは12か月分でございますが　に期末手当の支給回数3回、これを掛け合わせて計算した数となります。

6の回線結合の方法でございますが、3の諮問の趣旨で申し上げたとおり、区に設置されている電子計算機と公立学校共済の電子計算機をインターネット回線で接続することによって行います。具体的には、公立学校共済より毎回送付されるファイルアップロード用のメールに記載されているURLにインターネットVDIからアクセスして、このメール

に記載されているIDと毎回別のメールで送信される任意のパスワードでログイン認証を行いまして、そのファイルへのログインをし、報告書をアップロードするものでございます。なお、この区の端末は、SmoothFileサーバまでの通信は第三者に解読されることがないように通信を暗号化しまして、データを保護するものとなっております。また、SmoothFileには認証失敗時の自動ロックやアンチウイルス機能等のセキュリティ機能がございます。

7の相手方の個人情報管理体制でございますが、公立学校共済における個人情報保護方針に基づきまして、個人情報の適正な保護管理に努めるとしてございます。

8の区の個人情報の保護管理体制につきましては、区の情報セキュリティ対策基準及び学校職員課の情報セキュリティ実施手順書を遵守いたしまして、保護管理に努めてまいります。

9の回線結合の開始時期及び期間でございますが、令和4年2月より継続して行う予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

会長 それでは、質問をよろしくお願いたします。

確認ですけれども、このSmoothFileは、市販のSmoothFileのこと
でよろしいんですね。

学校職員課長 そうなります。

会長 ありがとうございます。

大丈夫ですか。 ではないようでしたらお諮りいたします。本件について異議は
ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようですので、諮問第952号につきましては異議なしと認めます。ありがとうございました。

(2) その他報告事項

「感染症予防業務」におけるVRS利用(ワクチン接種証明書発行)に関する特定個人情報保護評価の再実施について

会長 それでは次に、その他報告事項に移りたいと思います。まず、「感染症予防業務」におけるVRS利用に関する特定個人情報保護評価の再実施についてです。事務局よりお願

いたします。

区政情報課長 それでは、12月22日、メールで追加としてお送りさせていただきました資料の16ページ、その他報告資料No. 1を御覧ください。「感染症予防業務」におけるVRS利用（ワクチン接種証明書発行）に関する特定個人情報保護評価の再実施についてでございます。

所管課は、住民接種担当部住民接種統括担当課でございます。

それでは、所管課より御説明いたします。

住民接種統括担当課長 住民接種統括担当課長、羽川と申します。よろしくお願いたします。資料に基づきまして説明を申し上げます。

1の趣旨でございます。区では、新型コロナワクチン接種証明書を7月26日から政令に基づき発行してございます。一方、国では、これまで使用していた紙様式に加え、接種証明書のデジタル化と海外及び国内向けの様式を設けるといふことの方角性を示していましたが、12月6日に実施時期等、あるいは詳細につきまして公表がなされまして、政令につきましては12月20日から施行されたという状況でございます。

接種証明書のデジタル化に当たっては、現行の予防接種業務に新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、特定個人情報保護評価の再実施を行う必要がございますが、区では、特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定に基づきまして事後評価を実施するというものでございます。デジタル様式での発行は12月20日から、全国同時ですけれども、行っているところでございます。

2の申請及び交付の方法でございます。（1）の概要です。スマートフォン上で専用アプリからマイナンバーカードでの本人確認により電子申請を受け付け、スマートフォンに自動交付するものでございます。申請にはマイナンバーカードの保有が必要となるものでございます。（2）の取得に必要なものは、記載のとおりこの3つのものが必要となります。旅券につきましては、海外用での使用の場合のみとなっております。（3）表示される情報でございます。海外及び国内用と国内用の2つでこの記載の内容が表示されることとなります。

3番、本人確認及び情報入力の方法でございます。（1）申請の際にはマイナンバーカードを使用して所持認証を行うとともに券面事項入力補助アプリケーションを使用し、暗証番号入力により本人確認を行うものでございます。（2）情報は券面事項入力補助アプリケーションで入力しまして、申請者は入力を行わない。（3）パスポート情報について

も、機械読み取り領域のみをアプリケーションにより読み込むという内容となっております。

17ページでございます。4番、特定個人情報の保護措置についてでございます。(1) 情報読み取りをマイナンバーカードのICチップと暗証番号を入力の際の併用、旅券の機械読み取りに限定することで、不正確な情報の入力等を防止するものでございます。(2) 専用アプリケーションからの申請のみとし、意図しない方法での送信を避けるというものでございます。(3) 券面事項入力補助アプリケーションを使用し、情報を自動入力することで不正確な個人情報の入力を避けるものでございます。(4) 専用アプリとVRSの通信は暗号化を行うということでございます。(5) 国において、電子交付機能及びアプリ開発の受託者につきまして、事務の再委託は行わないこととしてございます。

5番、特定個人情報保護評価書の見直しについてでございます。(1) 特定個人情報保護評価書の見直しは、先ほど申し上げましたとおり、新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、見直しを行うものでございます。(2) の事後評価の実施でございます。この接種証明書が、ワクチン接種による社会経済活動の正常化とともに、ワクチン接種を受けた者の国内外での移動や社会活動、経済活動の円滑な実施のため不可欠なものでございます。また、福祉施設の入所者や入院者への面会許可や学校の入構許可など様々な場で、それは国内外で活用されている状況がございます。このことから、証明書のデジタル化によりまして、発行の時間を要さず、国内外どこでも取得可能、持ち歩きや再発行が簡易であり、簡便に利用できるということから、円滑な社会経済活動のために不可欠なものであるというものでございます。国は、特定個人情報保護評価書の見直しに当たり、こちらの緊急時の事後評価の適用対象となり得るものとして通知をしているということもでございます。区では、国が本年12月20日から実施するとした電子化の実施に対応するため、特定個人情報保護評価を事後評価として実施することといたしました。このことに伴いまして、今後、マイナンバー制度セキュリティ会議での審議や区民意見募集等を実施した後、情報公開・個人情報保護審議会条例第2条に基づきまして、情報公開・個人情報保護審議会に諮問いたしまして、第三者点検を依頼するものでございます。

6番の経過及びスケジュールでございます。12月20日に接種証明書の電子申請自動交付を開始してございます。24日、本日、この審議会に御報告を申し上げ、27日から保護評価書の見直しに関する区民意見募集を行います。1月1日に「区のおしらせ」に区民意見募集を掲示いたしまして、区民意見募集後、2月3日にマイナンバー制度セキュリティ会議

に諮問、また、2月4日に改めまして本審議会に諮問させていただきたいと存じております。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。今、最後、説明にありましたように、今日の会では事業評価をしますよという報告、そして、2月のこの審議会において正式な諮問という流れになるということです。

御質問はありますでしょうか。大丈夫ですか。 ではないようでしたら、審議事項ではありませんので、ただいまの報告を了解するという形にさせていただきたいと思えます。スケジュールどおり進むということでもよろしくお願いたします。

個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた取組みに係る今後の主なスケジュール(予定)について

会長 では、続きまして、個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた取組み、前々から報告が続いている案件ですけれども、この今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 こちら事務局でございます総務部区政情報課より、その他報告資料No. 2に基づきまして御説明をさせていただければと思えます。先ほどの資料なんですけれども、こちらは12月17日の金曜日に送付しました資料の39ページ目になりますので、こちらを御覧いただければと思えます。個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた取組みに係る今後の主なスケジュール(予定)についてでございます。

まず、1番、主旨でございます。こちら皆様御案内のとおりかと思えますけれども、本年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づきまして、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正をされました。地方自治体に関連する部分につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲で施行される予定ということで、令和5年5月18日までに施行されるということで、国としましては、令和5年春頃施行するということを書面では伝えられているところです。

この間、区は、情報公開・個人情報保護審議会、こちらの審議会の皆様方に国が示した法改正関係資料を提示させていただきまともに、前回、主な整理表ということで影響表を提示させていただいたようなところでございます。引き続きまして、今後、国が示す

とされておりガイドライン等の情報収集に努めてまいります。また、具体的内容はどんどん出てまいりますので、審議会の御意見を頂戴しながら検討を進めていくというようなところが趣旨でございます。

2、令和3年改正法の主な概要でございます。こちら御案内のとおりなんですけれども、3法を統一するということがございますので、そちらの統一された個人情報保護法ができます。また、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されるというようなところで、新たな情報は特にございません。

3、区の個人情報保護制度等の見直しに向けた今後の取組みについてということでございまして、こちら継続した内容ではございますけれども、解釈等詳細につきまして、引き続き、国、東京都、他区、22区などからの情報収集に努めます。また、委員から御指摘も頂戴しておりますとおり、区民の個人情報保護のために今まで積み重ねてきたものがございまして、こちらを鑑みながら検討を進める必要があると考えてございます。

今回のその他報告資料No. 2の主題としましては、4の今後の主なスケジュールというところで見ただけだと思います。変更等は今後想定されますけれども、おおむねこういった流れではなかろうかということで事務局で考えておりますスケジュールということをお含みいただきながら御覧ください。

年が明けまして、令和4年1月に審議会で勉強会を開催させていただくというところでは、先日は勉強会の日程調整ということで御協力いただきましてありがとうございました。1月につきましては、31日月曜日、14時から16時で開催予定でございます。2月になりますと、審議会で諮問ということを考えてございまして、しかしながら、令和4年4月に政令、規則、ガイドライン等の詳細が正式に示されますので、2月の時点ではおおむね考え方についてといったような抽象的な諮問にさせていただこうかと考えているところでございます。3月になりますと、審議会で勉強会を開催させていただくということで、2回目の勉強会でございます。日程としましては、3月23日水曜日の14時から16時を予定させていただいております。4月に例の国からの詳細の公表がございまして、それを受けまして、審議会で小委員会を開催させていただきながら、メンバーにつきましては会長とも御相談させていただきながら、集中した議論を展開していただきたいなと思っております。4月に小委員会、継続して5月に小委員会と、回数は分かりませんが、今こういったところで考えております。

早いのですが、6月に審議会の答申と今の段階では考えておりまして、7月に区の政策

会議、また、8月に審議会がございますので、報告をさせていただく予定です。審議会につきましては偶数月に開催をいただいておりますので、適宜、事務局からその時々最新の情報を御報告したいと考えております。9月に、こちら区議会の企画総務常任委員会で素案を提示させていただきながら、区民意見募集も、区民の皆様方からの御意見も頂戴する予定にしております。また、年が明けまして令和5年2月になりますと、区議会の企画総務常任委員会で、こちらは条例の案を提示させていただきながら、区議会の皆様方にも審議していただくというような予定で考えております。また、令和5年第1回区議会定例会で提案をさせていただき、御承認をいただいた後に、令和5年4月に改正個人情報保護条例等、審議会条例など様々な条例の改正が考えられますので、等というような含みを考えていますけれども、4月に施行するというような段取りで考えてございます。

すみません、駆け足で恐縮でございましたけれども、その他報告資料No.2の報告につきましては、事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。御質問はいかがでしょうか。

委員 今、個々のスケジュールについてのお話をいただきましたけれども、確認の意味で教えてほしいんですが、来年の6月の審議会、これは定例だと思いますけれども、そこで答申という話で、それに至るまでの、要は答申に対応する諮問というのが来年、年明けの2月の審議会、これは2月の定例だと思いますが、ただ、その段階では、先ほど事務局の方からもお話があったように、来春4月頃に予定されていると言っている国からの改正法の政令とか規則の公布とか、あるいはガイドライン、これが一番肝心なところだと思いますけれども、こういうものがまだ公表される前の段階ですから、あくまでも抽象的な考え方にとどまるというふうな説明があったかと思うんです。

したがって、諮問の段階ではかなり抽象的な、一般的な形になってしまいがちになりますし、その上で、答申のところでは、小委員会で深めたものを基にして答申になるということなんでしょうけれども、では、その諮問の際の諮問事項と、それから答申の際の答申の案文とは、若干その仕立て方というか組立て方が異なってくると思うんですが、その辺の調整、微調整も含めて、その後の4月のガイドラインの公表以降の2回にわたる小委員会というこの審議会の中でその答申のしつらえ方についても細かく調整をしていく、そういう理解でよろしいのかどうか、それをお願いしたいんですが。

区政情報課長 今、委員がおっしゃったように、当初、前回のときは4月に諮問させていただくようなことも考えていますということはお伝えしていたところでございました。

ただ、全体のスケジュールを改めて見通していく中では、今回、2月と書かせていただいたときの諮問のイメージとしては、例えば個人情報保護法改正に伴う世田谷区個人情報保護制度の見直しに向けた考え方についてとかです。そういう大きな考え方を聴く中に、その項目立てとして、例えば審議会の各委員の皆様方から、今般の示されたガイドラインではこのように書かれている、一方、区のほうもしくは政令ガイドラインにはこのように記載されている、一方、従前の個人情報保護条例ではこのような記載があるというようなことを含めて、個々の詳細の部分に触れていただくのも結構かと思ひますし、大きな個人情報保護という観点での、いわゆる前書き的な意味合いで書いていただくという視点もあるかと思ひます。

そういう意味では、答申の中では、幾つかの項目立てを分けながら、区に、ある意味ではこういうことを求めるような形を含め、答申というふうな流れで整理というんですか、御意見をいただきながら進めていければと考えているところでございます。

委員 今、課長からあらかたのお話がございました。それはそれとして了としたいと思ひますけれども、ということは、恐らくこれは、今日確認をさせていただいた会議録の中でも触れられているように、この間、最初はQ & Aの問題があり、それからその後、いわゆる法とそれから今の区の条例との対比的な形での区の条例に対する影響を整理した、それから、今後の課題についてのものも前回のときにお話がありました。こういった中でも、特に許容されないという、国のほうからのかなり強い意味合いの表現があるわけですが、そこでその辺の整合性をどう取るかについての事務局からの御説明もありました。

そういう点では、これからまさに、これは前回のときにも私から申し上げさせていただいたんですが、世田谷区としての条例制定の経過なり、今、事務局からもお話をいただいたように、積み上げてきた事柄、そういう経緯について十分に踏まえたもの、そういうものに立って、例えば、恐らくガイドライン等が公表される、その場合についても、この世田谷区という自治体としてどういうふうにそれを検証するのか、評価するのか、そこら辺も含めて幅広く議論ができるよと、そういう理解で臨んでいきたいと思ひますが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

区政情報課長 ありがとうございます。私どもとしても、やはり審議会の委員の皆様方の御意見を真摯に受け止めつつ、幅広く御議論いただきたいと考えております。また、加えまして、ぜひそういった御意見を、例えば国のほうに要請してもらいたいとか、そういうようなお話を頂戴するようなこともあるかと思ひています。そういった場合は、ぜひ私どもと

しても検討させていただいて、世田谷区として国に上げていくとか、若しくは、場合によっては内容が不明な点は詳細をまた照会するとか、そういうことは適宜やらせていただきたい、このように考えております。

会長 こんな立派な資料集を作っていただきましたから、みんなで頑張って勉強しましょう。

では、スケジュールを確認いたしますが、1月と3月の勉強会は、ここにいらっしゃる皆様方、審議会の全メンバーでの勉強会ですので、御都合がつく限り、できる限り御出席いただければと思います。また、後でまた今後の審議会の日程の告知があると思いますけれども、今日も都内でオミクロン株が確認されたというニュースが流れておりますので、多分、リアルは難しいということだと思います。1月、2月、そして3月ぐらいまでの勉強会、審議会はオンラインということになるかと思っておりますけれども、できる限り資料を、情報をきちんと共有しながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

進め方について、あるいは審議の事項につきましては、私自身も事前に事務局と御相談しますけれども、ぜひ皆さん方からも、事務局のほうに、あるいは、場合によっては、私まで、あるいは副会長のほうにお示しいただければ事前に調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

この件はいかがでしょう。ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。大丈夫ですか。では、次に、この勉強会は1月31日を予定されておりますので、ぜひよろしくお願いたします。ないようでしたら、ただいまの報告は了解をいたしたいと思っております。

では、事務局より、その他報告があればお願いたします。

区政情報課長 承知しました。次回の日程でございます。まず、先ほど会長から言いましたように、今回は勉強会が1月31日月曜日午後2時から午後4時までということで、14時から16時を予定してございます。なお、今回の会議次第にも記載しておりますが、令和3年度第6回の審議会につきましては2月4日金曜日午後2時から、第7回審議会につきましては2月18日金曜日午後2時からの開催を予定してございます。会場は、区の会議室を確保しておりましたが、今、会長からお話がありましたように、感染の状況ということを鑑みますとオンラインでの開催というふうになるかと考えておりますけれども、また開催が近づいてまいりましたら通知を差し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ちょっと時間が今日は長引いてしまいましたが、以上でおしまいにしたいと思います。ほかに何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

3. 閉 会

会長 では、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。